

室蘭岳山麓総合公園トライアル・サウンディング事業(2回目)

# 公募型プロポーザル実施要領

(案)

令和4年12月

室蘭市

# 室蘭岳山麓総合公園トライアル・サウンディング事業（２回目） 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 趣旨

この実施要領は、室蘭市が実施する「室蘭岳山麓総合公園トライアル・サウンディング事業（２回目）（以下「本事業」という。）」の実施者を選定することを目的に実施する、公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）について必要な事項を定めたものである。

## 2. 事業の概要

- (1) 事業名：室蘭岳山麓総合公園トライアル・サウンディング事業（２回目）
- (2) 目的と内容：室蘭岳山麓総合公園トライアル・サウンディング事業（２回目）実施要項（以下「実施要項」という。）のとおり
- (3) 事業期間：実施要項のとおり
- (4) 提案上限額：19,943,000円（消費税及び地方消費税を含む額）

本事業に付随する施設整備等にかかる経費のうち、市が負担することとしている施設整備費用の上限額をいう。市が負担する額としてこの金額を上回る提案をしてきた者は、本プロポーザルに参加できないので留意すること。なお、詳細については実施要項を参照のこと。

## 3. 担当部局

担当：室蘭市都市建設部都市政策推進課  
住所：〒051-8511 室蘭市幸町1番2号（室蘭市役所本庁舎4階）  
電話：0143-25-2592  
FAX：0143-24-2091  
MAIL：toshikei@city.muroran.lg.jp

## 4. 参加資格

### (1) 参加者

本事業を実行する意思と能力（資格）を有する企業やNPO法人等の法人、公共的団体等とし、次のすべての条件を満たす者とする。

- ア 法人格を持たない場合は、3人以上の構成員を持つこと
- イ 団体またはその代表が次の者に該当しないこと
  - ① 契約を締結する能力を有しない者
  - ② 破産者で復権を得ない者
  - ③ 地方自治法施行令第167条の4の競争入札参加排除の規定に該当する者
  - ④ 公示の日から審査日のいずれかの日に室蘭市入札参加資格指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けている者
  - ⑤ 地方自治法第244条の2第11項（指定管理者の指定の取り消し・停止）の規定による取り消しを受けたことがある者
  - ⑥ 会社更生法による更生手続開始前の申立てがなされている者又は民事再生法による再

生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者（更生手続きまたは再生手続きの開始後、室蘭市から再認定を受けている者を除く）

- ⑦ 室蘭市税（団体等賦課の市税）を滞納している者
- ⑧ 都道府県公安委員会が指定する暴力団または暴力団連合体の構成員を役員並びに支配人及び営業所等の代表者として使用している者

## （2）役割分担

参加者は、単独またはグループ（複数の企業・団体等の共同体をいう。）とし、グループで応募する場合には、申請時に構成員及び役割分担を明確にすること。

## 5. 参加表明

本プロポーザルに参加する意思のある者は、次のとおり参加表明書等を提出すること。

### （1）提出書類（1部）

- ①参加表明書（様式1）
- ②会社概要が分かる資料（定款、パンフレット等）

※グループで応募する場合は、任意様式で共同企業体協定書（出資比率、組織と役割等について記載する）、委任状を提出すること

（2）提出期限：令和5年 月 日（ ） 午後5時15分（必着）

（3）提出先：「3. 担当部局」に同じ

（4）提出方法：持参又は郵便、信書便、電子メール（ファイル形式はPDF）とし、電子メールの場合は、到達したことを提出先に電話確認すること。なお受取可能時間は平日午前8時45分から午後5時15分までとする。

## 6. 企画提案の内容

### （1）提出する企画提案書の構成

提出書類	留意事項
企画提案書（様式2） A4サイズ1枚	・代表者印を押印すること（正本のみ。副本はコピー可）
企画提案（任意様式） A4サイズ5枚程度	・提案全体のコンセプト、イメージ図、イメージ写真 ・全体配置図及びエリアごとの利用方法、事業の提案 ・提案ごとの、概要、事業期間、イメージ等
右記テーマに対する考え方（任意様式） A4サイズ2～4枚程度 ※詳細は「評価基準」参照	・収支計画 ・集客方法 ・実施体制 ・整備内容 ・市民配慮 ・市民理解
施設整備のプラン・見積（任意様式） A4サイズ各1枚	・整備基準書に定める整備のプラン、イメージ ・整備基準書に定める整備の見積書

### （2）作成に関する留意事項

- ①企画提案は、本事業における具体的な取組方法や考え方について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本要領において記載された事項以外の内容を含

む企画提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

- ②企画提案書は、様式2及び任意の様式による。なお、A4サイズを原則とし、やむを得ずA3サイズを使用する場合は、A4サイズに折り込んでつづること。文字サイズは10ポイント以上とする。ただし、企画提案書において図面等を用いる場合は、図表中に使用する文字サイズについては例外とする。
- (3) 提出期限：令和5年 月 日 ( ) 午後5時15分(必着)
- (4) 提出先：「3. 担当部局」に同じ
- (5) 提出部数：11部(正本1部、副本10部)及び企画提案書をまとめたPDFデータを保存したCD又はDVD
- (6) 提出方法：持参又は郵便、信書便とする。なお受取可能時間は平日午前8時45分から午後5時15分までとする。

## 7. 本要領等についての質問の提出及び回答

- (1) 提出期限：令和5年 月 日 ( ) 午後5時15分(必着)
- (2) 提出先：「3. 担当部局」に同じ
- (3) 提出方法：質問書(様式3)に記載のうえ、電子メール又はFAXで提出すること。
- (4) 回答方法：質問者に、電子メール又はFAXで回答するとともに、室蘭市ホームページに当該内容を速やかに公表する。

※事業用地及び公園施設の見学が可能なので、希望するときは「3. 担当部局」まで事前に連絡し日程を調整すること。

## 8. 企画提案書の評価基準

別紙「評価基準」を参照すること。

## 9. 企画提案の審査及び結果の通知

### (1) 選定委員会の設置

企画提案の審査、評価及び選定を行うため、室蘭市職員で構成する室蘭岳山麓総合公園トライアル・サウンディング事業選定委員会(以下「選定委員会」という)を設置する。

### (2) 候補者選定審査の実施

審査は、企画提案書に基づき行うとともに、選定委員会において企画提案内容に係るプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

①実施日：令和5年 月 日 ( ) 午後 予定

②実施場所：室蘭市役所本庁舎内

③その他：実施時刻・会場等の詳細は、別途通知する。

候補者選定審査時の企画提案書の差し替え、追加資料は受理しない。

ただし、企画提案書を要約したプレゼンテーション用資料を別途提示することを妨げるものではない。

### (3) 審査及び選定

・審査は、参加者によるプレゼンテーションと選定委員からの質疑を予定している。

- ・プレゼンテーションは、本事業に選定された場合において、実際に市と事務折衝、連絡調整を行う実務担当者が実施するものとする。
- ・プレゼンテーションの所要時間は、実施事項等の詳細と合わせて通知する。
- ・選定委員会において企画提案書及びヒアリング内容を評価、採点し、最も得点の高かった参加者を優先交渉順位第一位の候補者として、次点の者を第二位の候補者として選定する。

#### (4) 選定結果の通知

選定結果については、書面により全参加者に通知するとともに、室蘭市ホームページに公表する。

### 10. 契約書及び協定書の締結

優先交渉順位第一位の候補者と条件を協議し、内容について合意のうえ、契約書（主に施設整備に関するもの）及び事業協定書（事業全体に関するもの）を締結する。また、施設整備完了後、室蘭市都市公園条例施行規則第2条の手続きにより申請及び許可を行う。なお、辞退その他の理由により手続きが完了できない場合は、第二位の候補者と交渉を行うものとする。

#### 11. スケジュール（予定）

日程	内容
令和5年1月中旬	申込受付開始
令和5年1月下旬	参加表明書提出期限、質問提出期限
令和5年2月上旬	企画提案書提出期限
令和5年2月中旬	選定委員会によるヒアリング、選定
令和5年2月下旬	選定結果通知
令和5年3月上旬	仮協定・仮契約の締結
令和5年4月上旬	本協定・本契約の締結、施設整備着手
施設整備完了後	公園の使用申請・許可、事業着手（1年未満）

#### 12. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加申込及び企画提案等に要する経費は、提案事業者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 参加申込書及び企画提案書の提出後は、原則として記載内容の変更を認めない。
- (5) 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、参加申込書及び企画提案書を無効とする。
- (6) 本事業に関し、提案事業者が1者のみの場合であっても、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。
- (7) 企画提案書等の著作権は、原則として当該作成者に帰属する。ただし、採用した企画提案書等の著作権は発注者に帰属する。

- (8) 本プロポーザルは関連予算議決前に実施するため、万が一議決が得られずに協定を締結することができない場合において生じる一切の損害について、選定された事業者は賠償を請求できないものとする。
- (9) 実施要項及び実施要領に記載する事項については、企画提案書の提出をもって承諾したものとする。

## 室蘭岳山麓総合公園トライアル・サウンディング（２回目）事業 評価基準

区分	評価項目	評価の視点
1. 提案内容について（80点）		
	○収支計画 20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の提案と比較して収益性が優れているか</li> <li>・運営資金が不足した場合の対策はあるか</li> <li>・収入と支出の単価設定は適切か</li> <li>・コスト縮減の工夫を行っているか</li> <li>・類似の実績はあるか</li> <li>・道内他のキャンプ場の動向や比較等がなされているか</li> </ul>
	○集客方法 20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の内容を理解した的確な提案か</li> <li>・市内外の利用者の住み分けに対する考え方は適切か</li> <li>・キャンプ場以外の事業提案はあるか</li> <li>・市外利用者への周知・PRの方法は適切か</li> </ul>
	○実施体制 25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施体制は適切か</li> <li>・現指定管理者との連携を考えているか</li> <li>・提案事業に対する専門性は高いか</li> <li>・従業員に対する指導体制は適切か</li> <li>・類似事業の運営実績はあるか</li> <li>・継続した事業展開を考えているか</li> <li>・運営上の工夫は提案されているか</li> <li>・緊急時の連絡体制は適切か</li> <li>・地元へ本店、支店がある事業者と連携しているか</li> <li>・施設整備にあたり、資格をもった技術者が配置されているか</li> <li>・施設整備にあたり、市の登録業者と連携しているか</li> </ul>
	○整備内容 15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備基準書に沿った適切な整備か</li> <li>・整備内容に見合ったコスト削減が図られているか</li> <li>・積算内容は適切か</li> </ul>
2. 市民理解について（20点）		
	○市民への配慮 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の公園利用(登山客含む)に対する配慮は十分か</li> <li>・市民の利用料金に対する配慮は十分か</li> <li>・デイキャンプ利用への配慮は十分か</li> </ul>
	○市民理解 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民への周知・PRの方法は適切か</li> <li>・地元企業との連携はとれているか</li> <li>・利用者が市内へ流れる仕組みを考えているか</li> <li>・満足度把握の手法と目標は適切か</li> </ul>

## 室蘭岳山麓総合公園トライアル・サウンディング（２回目）事業 整備基準書

本事業において、選定された事業者が実施しなければならない整備内容は、この整備基準書によるほか、関係法令等による。ただし、選定された事業者の負担において実施する同等以上の整備を妨げるものではない。

### 1. 整備概要

ちびっこサンパワーハウス近傍への炊事場（屋根付き）新設を行うものである。

### 2. 整備内容

- (1) 水栓～４個以上
- (2) シンク～設置すること
- (3) 浄化槽～５０人槽１基
- (4) 凍結防止対応設備～設置すること
- (5) 照明器具～設置すること
- (6) その他付随する必要な整備

### 3. 参考見積価格

１９，９４３，０００円（税込み）

上記整備内容に要する経費としてこの額を超える場合、また、上記整備内容を満たさないような提案は受け付けないので留意すること。

### 4. 別添資料

各種図面（別紙のとおり）

### 5. 関係法令の遵守等

本事業を実施するにあたり、関連する各種法令及び条例等を遵守して適切に業務を行うこと。

#### (1) 関連する主な法令

都市計画法、都市公園法、建築基準法、消防法、環境基本法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他本事業に必要な関係法令等

#### (2) 適用条例等

室蘭市都市計画条例、室蘭市都市公園条例、室蘭市建築基準法施行条例、室蘭市環境基本条例、室蘭市廃棄物の減量・リサイクル及び適正処理等に関する条例、その他本事業に必要な関係条例等

### 6. その他

この整備基準書に定めのない事項は、契約書及び事業協定書に定める。